

130万円の壁について

パート・アルバイト等で働く方が社会保険に適用とならない場合で、**事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動**により、収入を超過した場合でも、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けること可能となります。

収入変動と認められる額に**上限はありません。令和7年まで連続2回（2年まで）**適用可能です。

（通常の収入基準 60歳未満 年間130万円未満 60歳以上または障害年金受給者 年間180万円）

特例措置の対象となるのは

- 事業主の人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動により収入を超過した方
- 雇用契約上では収入の見込みが扶養基準額内に収まる方

*基本給が上がった場合等、恒常的に収入基準額を超過する場合、フリーランスや自営業等で、特定の事業主との雇用関係にない場合は対象外となります。

必要書類について

- 「事業主の証明書」（一時的な収入変動であること確認できるもの。様式例あり）
- 「雇用契約書」（雇用契約時のもの。一時的な収入変動以前の雇用状況が確認出来るもの、契約書に賃金等の記載がない場合は給料明細の添付を依頼する場合があります。）

*毎年行う扶養者資格確認時に上記2点を添付書類として提出。提出がない場合、期限内に提出がない場合は、通常の収入超過とし、扶養削除となります。
新たに加入申請をされる場合は、異動届等、通常の扶養認定書類と共に提出

- ・ 事業主の証明書の提出があれば、必ず扶養が継続されるというものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 雇用内容やその他の扶養認定基準に該当しない場合は扶養削除となります。
- ・ 今回の特例措置は令和7年の年金制度改正までの時限措置となります。